

東彼杵町告示第12号

東彼杵町地域公共交通会議設置要綱一部を改正する告示をここに公布する。

令和7年2月10日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示

東彼杵町地域公共交通会議設置要綱（令和7年告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる告示の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様等に関する事項</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>2 交通会議は、道路運送法第9条第4項に規定する協議組織として分科会（以下「運賃協議分科会」という。）を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。</u></p> <p>(運賃協議分科会)</p> <p>第6条 <u>運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) 第3条各号に規定する委員のうち別表に定める委員</u></p> <p><u>(2) 道路運送法第9条第4項第2号に規定する一般乗合旅客自動車運送業者 1名</u></p> <p><u>2 運賃協議分科会は、会長を置き、町長が指名する町職員がこれにあたる。</u></p> <p><u>3 運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、運賃協議分科会の会長が定め、必要に応じて会議を招集する。</u></p> <p>(協議結果の取扱い)</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様及び運賃・料金等に関する事項</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(協議結果の取扱い)</p>

第7条 交通会議及び運賃協議分科会において協議が調い承認を得た事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 (略)

(庶務)

第9条 交通会議及び運賃協議分科会の庶務は、東彼杵町総務課において処理する。

(その他)

第10条 (略)

別表 (第6条関係)

第3条第1項に規定する委員	運賃協議分科会の委員となるもの	備考
第1号関係	九州運輸局長崎運輸支局の職員	1名
第2号関係	町長が指名する町民代表	2名以内
第6号関係	町長が指名する町職員	1名

第6条 交通会議\_\_\_\_\_において協議が調い承認を得た事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第7条 (略)

(庶務)

第8条 交通会議\_\_\_\_\_の庶務は、東彼杵町総務課において処理する。

(その他)

第9条 (略)

[新設]

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。